

(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	段 宇衡
論文題目	共犯と正当防衛について		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、最高裁平成4年6月5日決定と平成6年12月6日判決を素材として、複数人が共同して侵害者に反撃する場合における、共同正犯の成否とその限界づけ、共同者各人における正当防衛の成否とその判断方法について、それぞれ検討しようとするものである。</p> <p>第一章では、共犯論と正当防衛論が交錯する判例の状況を概観し、争点の整理を行う。まず、最高裁平成4年6月5日決定、最高裁平成6年12月6日判決と東京地裁平成14年1月21日判決を取り上げ、その分析を通じて、解決されるべき問題点を析出する。</p> <p>第二章では、最高裁平成6年判決を取り上げ、まず、第一節で、複数人が共同して正当防衛として反撃する場合に共同正犯が成立するかの問題を取り上げる。これを消極に解する消極説の根拠づけとしては、判例の文言理解を基礎とする見解、制限従属性の帰結だとする見解などが存在するが、いずれにも根拠がないことを、この問題を積極的に解する積極説の立場から述べたうえ、両説の真の対立軸は、修正された構成要件形式の理解及び一部実行全部責任に対する理解、にあると論じる。前者について、消極説は、共同正犯が成立するために、各関与者の違法な構成要件該当行為が修正された構成要件の一つとして必要であるとするが、各関与者の行為の構成要件該当性と違法性を個別に判断し、その後、実質的に違法な構成要件該当行為が行われた範囲内で共同正犯が認められるという消極説の判断枠組みによると、個別の因果関係が不明な場合に結果に対する責任を負う者がいなくなり、共同正犯の存在価値が否定されることになってしまうと批判する。後者について、消極説は、「違法なものについては、相互に帰属される必要がある一方、適法なものについては、必要ない」という価値判断によって、正当防衛行為者を共同正犯関係から除外することを目指すものであるが、一部実行全部責任の法理は、違法性の問題と無関係であるため、共同して防衛する場合にも十分可能であり、共同して防衛行為を行う場合に共同正犯が成立しうると主張する。</p> <p>続く第二節では、同判決がなぜ追撃行為に及んでいない被告人を処罰から解放したのかの問題に取り組み、共同防衛における共同正犯の限界づけについて探究する。この点を巡っては、共同正犯関係の解消に基づくアプローチと共謀の射程に基づくアプローチが対立するが、事実的にも規範的にも、被告人について因果関係の遮断を認めることは困難であるため、共同正犯関係が解消されると評価するのは難しいとする。関連して、主観的違法性要素を重視する立場、許された危険との平行な発想と故意阻却からの解決策によって被告人を無罪とする見解にも言及がなされ、その根拠づけの不十分さが</p>			

指摘される。こうして、共謀の射程論による解決が提示される。共謀の射程論においては、当該実行行為を他の関与者に「共同正犯」として帰属することの可否が問題になるため、共同正犯の正犯性からの理論的構成が妥当であると主張し、この枠組みのもとで、共謀の射程の判断枠組みを検討し、その際に考慮されるべき事情を掲げる。そして、同判決の事案につき、追撃行為が当初の共謀の射程外にあるため、被告人に帰属することはできないと結論づける。併せて、共謀の射程論の意義についても詳細な検討を加え、それが「当該実行行為が当初の共謀に基づくものといえるか」という問題であると提唱づける。

第三章では、主に最高裁平成4年決定を取り上げ、第一節では、共同正犯における正当防衛の成否を議論するために、同決定の射程が正当防衛にも及ぶことを確認する。すなわち、同決定において重視される急迫性は、正当防衛・過剰防衛に共通の要件であるため、判旨に対する最も素直な解釈は、同決定の射程は実行者に正当防衛が成立する場合にも及ぶと結論づける。

続く第二節では、共同正犯における正当防衛の具体的判断について考察し、そこでの真の対立軸が、共謀共同正犯について、効果援用アプローチを採用するか、個別判断アプローチを採用するか、であることを明確化する。効果援用アプローチは、実行共同正犯に正当防衛・過剰防衛が成立する場合に、その違法性阻却・減少の効果が共謀者に援用されるとするもので、その理論的出発点は、背後者・共謀者に対して正当防衛の成否を判断することができないこと、及び、そう解さない場合における背後者・共謀者に対する結論の不当性である。そして、同アプローチの根拠づけを検討し、「違法は連带的に、責任は個別的に」の原則による説明については、共犯論によっても違法論によってもこの原則を立証することはできないし、結果（有）価値の帰属論による説明については、共謀者の個別行為説を結果（有）価値の帰属の起点とすることで正当防衛の要件を検討するのはフィクションとなるため、効果援用アプローチの適用の余地がなくなるとする。こうして、ポイントとなるのは、共謀者についてどのように正当防衛の成否を判断すべきなのかであるところ、第一に、共謀共同正犯における急迫性の判断について、防衛行為が当初の共謀の射程内にある限り、その行為が全体行為として共謀に帰属され、その行為のときに急迫不正の侵害が存在すれば足り、第二に、防衛行為の存在とその必要性・相当性の判断については、共同正犯者に帰属された行為の全体を防衛行為と見なし、その必要性・相当性を判断すればよいと結論づける。

補論では、中国における「共犯に対する防衛」の議論状況について簡単に紹介する。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、共犯論（とりわけ共同正犯論）と正当防衛・過剰防衛論が交錯する一連の問題群を取り上げ、包括的な検討を加えるものである。そこでは、主に最決平成4・6・5刑集46・4・245と最判平成6・12・6刑集48・8・509が議論の素材とされているが、わが国ではこれまで、これら判例を含めた一連の問題群を関連付けて考察の対象とし、理論的検討を加える先行研究は乏しかった。

申請者は、関連判例や先行研究の分析から、解決されるべき問題点をクリアに析出したうえ、各問題点について、先行研究を網羅的に取り上げ、その成果を丁寧に検討しながら、自身の結論を極めて慎重に導いている。

具体的には、共同正犯と量的過剰防衛が交錯する前掲最判平成6については、共同正犯の一部実行全部責任の原則の意義に遡った検討を加えながら、共犯関係の解消論からのアプローチを否定し、共謀の射程論からのアプローチを選択する。この過程では、共謀の射程論がいかなる理論的意義を有するものかにつき、相当程度突き詰めた分析がなされており、十分な理論的価値が認められる。

また、前掲最決平成4についても、錯綜する学説状況を、議論の対立軸を的確に把握したうえで明快に整理し分析を加えている。また、先行研究に頻出する、共謀者における正当防衛等の成否の問題と直接実行者における違法性阻却等の効果が及ぶかの問題の混同等は皆無であり、申請者の問題把握能力の高さが示されている。

他方で、共謀の射程論については、確かに、他の問題とのすみわけや、他の問題との論理的前後関係等は具体的に指摘し得ているものの、結論的には、「当該実行行為が当初の共謀に基づくものといえるか」の問題であるとするにとどまっており、共謀の射程論の理論的位置づけや狭義の共犯への展開可能性については、なお不明確なものが残されている。

また、共謀共同正犯者における正当防衛等の成否について、結論的には、共同正犯の基礎付けに関する全体行為説の立場からの解決を図る有力説の立場を支持するが、新たな論拠を付け加え得ていないようにも思われる。

しかしながら、こうした点は、本論文において示された、錯綜する問題状況から明快な対立軸を見出す能力、問題の論理的関係を的確に整理し、議論を方向付ける能力といったものの高さを打ち消すものではなく、本論文には、わが国の議論の深化のための基盤を提供するものとしての価値が認められてよい。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和6年1月23日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降